

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年11月13日改定）

2023年11月7日掲載

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第62条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～⑨（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑩「パスコード」</p> <p>本アプリの起動及び各手続を行う際の認証のために用いられる番号をいいます。</p> <p>⑪「パスワード」</p> <p>本アプリにログインするために用いられる文字列をいいます。</p>	<p>第62条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～⑨（同左）</p> <p><u>⑩「取得情報」</u></p> <p><u>本アプリ又は情報収集モジュール（第73条第3項に定める情報収集モジュールをいいます。）経由で自動的に取得する本アプリの操作履歴、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ、利用ログ及び利用者端末情報等の情報をいいます。</u></p> <p>⑪「パスコード」</p> <p>本アプリの起動及び各手続を行う際の認証のために用いられる番号をいいます。</p> <p>⑫「パスワード」</p> <p>本アプリにログインするために用いられる文字列をいいます。</p>
<p>第73条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等）</p> <p>1 利用者は、<u>利用者情報その他の利用者に関する情報</u>を、当行のプライバシーポリシーに従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。</p> <p>2 当行は、<u>当行が定める「ゆうちょ銀行におけるお客さまの個人情報の利用目的について」に記載の利用目的のほか、次の各号に掲げる利用目的のため、Moneytreeを通じて取得した取引情報、利用者情報並びに本アプリ経由で自動的に取得する本アプリの操作履歴、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ、利用ログ及び利用者端末情報（以下本条においてこれらを総称して「取引情報等」といいます。）</u>を利用します。</p> <p>① 本アプリの機能改善及び品質向上のため</p> <p>② 統計データとして活用するため</p> <p>③ <u>当行の商品・サービス及びコンテンツの提供のため</u></p> <p>④ <u>広告配信のため</u></p> <p>3 利用者は、当行が前項に定める利用目的のために、<u>以下の事業者が提供する情報収集モジュールを使用し、当該事業者を通じて本アプリの操作履歴、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ、利用ログ及び利用者端末情報を匿名で自動取得することがあること</u>に同意します。情報収集モジュールとは、当該事業者が提供するプログラムであって、<u>操作履歴等</u>を取得・分析するための機能をもつものをいいます。なお、当行は情報収集モジュールで取得した<u>操作履歴等</u>を、利用者等を識別するIDと組み合わせるうえで、利用者等の属性情報等を付加し、利用する場合があります。また、<u>収集された</u>情報は、当該事業者のプライバシーポリシーに基づき管理されます。</p> <p><u>事業者：Google LLC</u> <u>情報収集モジュール名：Firebase 向け Google アナリティクス</u></p> <p>なお、情報収集モジュールを使用した自動取得を停止するためには、本アプリをアンインストールする必要があります。</p> <p><u>4 当行は、取引情報等を、当行の裁量で、本サービスの提供及び運用並びにサービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。</u></p> <p><u>5 当行は、利用者が本アプリの利用を停止した後も、第2項に定める目的に必要な範囲で、当行が定める</u>所定の期間、取引情報等を保有し、利用します。</p>	<p>第73条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等）</p> <p>1 利用者は、<u>取引情報、利用者情報及び取得情報（以下本条においてこれらを総称して「取引情報等」といいます。）</u>を、当行のプライバシーポリシー<u>及び本条の定め</u>に従い当行が取り扱うことについて、同意するものとします。</p> <p>2 当行は、次の各号に掲げる利用目的のため、<u>取引情報等</u>を利用します。</p> <p>① 本アプリの機能改善及び品質向上のため</p> <p>② <u>個人を特定できない形での統計データとして活用及び公開するため</u></p> <p>③ <u>本サービスの提供及びサービス内容の改良のため</u></p> <p>④ <u>当行及び当行の提携会社の広告宣伝等のため</u></p> <p>3 利用者は、当行が前項に定める利用目的のために、<u>外部の事業者が提供する情報収集モジュールを使用し、当該事業者を通じて取得情報を匿名で自動取得することに同意します。情報収集モジュールとは、当該事業者が提供するプログラムであって、本アプリの操作履歴、アプリ起動ログ、ブラウザ閲覧ログ、利用ログ及び利用者端末情報等</u>を取得・分析するための機能をもつものをいいます。なお、当行は情報収集モジュールで取得した<u>取得情報</u>を、利用者等を識別するIDと組み合わせるうえで、利用者等の属性情報等を付加し、利用する場合があります。また、<u>当該事業者が情報収集モジュールで取得した取得情報は、当該事業者のプライバシーポリシーに基づき管理されます。</u></p> <p><u>本アプリで使用する情報収集モジュール、当該情報収集モジュールを提供する事業者における取得情報の利用目的及び当該情報収集モジュールの詳細等については、こちらのホームページ</u> <u>【https://www.jp-bank.japanpost.jp/policy/privacy/pcy_priv_gaibusoushin.html】</u> <u>をご覧ください。</u></p> <p>なお、情報収集モジュールを使用した自動取得を停止するためには、本アプリをアンインストールする必要があります。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>4 本アプリをアンインストールした後も、当行は、第2項に定める目的に必要な範囲で、当行所定の期間、取引情報等を保有し、利用します。</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年11月13日改定）

2023年11月13日掲載

■ゆうちょPayパートナー規約（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>4 パートナー</p> <p>(1) パートナーになろうとする者は、この規約の内容を承認のうえ、<u>当行にゆうちょPayパートナー申込書を提出することにより</u>、ゆうちょPay等の取扱いを申し込み（以下申込みをした日を「パートナー申込日」といいます。）、当行の審査を経たのち、当行が承認した場合にパートナーとなることのできるものとします。パートナーは、ゆうちょPay取扱店舗を指定のうえ、あらかじめ当行に届出を行い、当行の承認を得るものとし、当行の承認のない店舗でゆうちょPay取引を行うことはできないものとします。また、パートナーは、ゆうちょPay取扱店舗には必ずパートナー端末を備置するものとします。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) パートナーは、次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれのある商品・サービス等を取り扱ってはならないものとします。前項の承認後に、当該商品・サービス等が次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあることが判明した場合、当行は当該承認を撤回できるものとし、パートナーは直ちに当該商品・サービス等のゆうちょPay取引を中止するものとします。</p> <p>①（略）</p> <p>② 他人の権利又は利益（財産権及び知的財産権を含みますがこれに限られません。）を害するもの</p> <p>③（略）</p> <p>(7)～(10)（略）</p> <p>(11) パートナーは、次の各号に掲げる目的のため、パートナーに関する情報（店舗ID、店舗名、店舗電話番号等）を許諾事業法人に提供することに同意するものとします。</p> <p>①、②（略）</p>	<p>4 パートナー</p> <p>(1) パートナーになろうとする者は、この規約の内容を承認のうえ、<u>当行所定の方法により</u>ゆうちょPay等の取扱いを申し込み（以下申込みをした日を「パートナー申込日」といいます。）、当行の審査を経たのち、当行が承認した場合にパートナーとなることのできるものとします。パートナーは、ゆうちょPay取扱店舗を指定のうえ、あらかじめ当行に届出を行い、当行の承認を得るものとし、当行の承認のない店舗でゆうちょPay取引を行うことはできないものとします。また、パートナーは、ゆうちょPay取扱店舗には必ずパートナー端末を備置するものとします。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p> <p>(6) パートナーは、次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれのある商品・サービス等を取り扱ってはならないものとします。前項の承認後に、当該商品・サービス等が次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあることが判明した場合、当行は当該承認を撤回できるものとし、パートナーは直ちに当該商品・サービス等のゆうちょPay取引を中止するものとします。</p> <p>①（同左）</p> <p>② 他人の権利又は利益（財産権及び知的財産権を含みますがこれらに限られません。）を害するもの</p> <p>③（同左）</p> <p>(7)～(10)（同左）</p> <p>(11) パートナーは、次の各号に掲げる目的のため、パートナーに関する情報（店舗ID、店舗名、店舗電話番号等）を許諾事業法人に提供することに同意するものとします。</p> <p>①、②（同左）</p>